

暴風警報発令に伴うさつき保育園の対応について

2020年 3月
さつき保育園

台風による暴風警報が発令された場合のみです。

1、 京都・亀岡地方に暴風警報が発令された場合

- ・警報が午前7時30分時点で発令されている場合、朝からの保育は行いません。
- ・警報が途中で解除された場合
 - 8時までに解除 — 9時より保育を行います。
 - 9時までに解除 — 10時より保育を行います。
 - 10時までに解除 — 11時より保育を行います。
 - 11時以降に解除 — 解除された時間の**30分後**に平常通り、保育を行います。
- ・警報が7時30分以降に発令された場合、ただちにお迎えをお願い致します。

2、 給食について

- ・午前9時までに「すでに発令されていた暴風警報が解除」された場合は、園として給食を用意いたします。
- ・午前9時以降に暴風警報が解除された場合は、園での給食は準備できませんので、必要な場合は、お弁当を持たせてください。
- ・離乳食の場合も、「午前9時」を基準とします。

※ 9時までに解除された場合は、給食の関係もありますので、欠席の場合は、必ず、休みの連絡を入れて下さい。

以上